

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い(第 7 条—第 14 条)
- 第 3 章 開示、訂正及び利用停止
  - 第 1 節 開示(第 15 条—第 23 条)
  - 第 2 節 訂正(第 24 条—第 29 条)
  - 第 3 節 利用停止(第 30 条—第 33 条)
  - 第 4 節 審査請求(第 33 条の 2—第 35 条)
  - 第 5 節 他の制度との調整(第 36 条)
- 第 4 章 須崎市個人情報保護審査会(第 37 条・第 37 条の 2)
- 第 5 章 雑則(第 38 条—第 41 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。

- (6) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (7) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (10) 電子計算組織 個人情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理を行う電子計算機及び関連機器をいう。
- (11) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (12) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報
  - (2) 新聞、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものに記録されている個人情報
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の施設等において閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として管理される図書等に記録されている個人情報
- 2 第3章の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(実施機関等の責務)

第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務台帳(以下「事務台帳」という。)を作成し、当該個人情報取扱事務として、次に掲げる事項を事務台帳に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (3) 個人情報取扱事務の目的及び概要
  - (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の取得方法
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ同項の規定による登録をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において、当該登録をすることができる。
- 3 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務を事務台帳から抹消しなければならない。
- 4 実施機関は、事務台帳を一般の閲覧に供しなければならない。  
(取得の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取得するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
  - (2) 実施機関が須崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。
  - (4) 人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の防止のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
  - (5) 本人から取得すると、個人情報取扱事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該個人情報取扱事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
  - (6) 国、他の地方公共団体その他公共的団体等から取得することが個人情報取扱事務の執行上やむを得ないと認められるとき、又は第10条第1項ただし書の規定により他の実施機関から提供を受けるとき。
  - (7) 須崎市暴力団排除条例(平成23年須崎市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団等による実施機関の事務への関与を排除又は予防すること(以下「暴力団排除等」という。)を目的として収集するとき。

- (8) 所在不明その他の理由により、本人から取得することが困難なとき。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を取得するときは、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。
  - 5 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第3項第1号に該当して取得されたものとみなす。

(個人情報の適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人へ提供するとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
  - (4) 人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の防止のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
  - (5) 実施機関がその権限に属する事務の遂行又は暴力団排除等を目的として必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (6) 他の実施機関、国又は他の地方公共団体に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行又は暴力団排除等を目的として必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (7) 本人以外の者に個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を提供することについて相当の理由があるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第 10 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 11 条 実施機関は、第 10 条第 1 項ただし書の規定により実施機関以外のものへ個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの(以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた個人情報取扱事務(以下「受託事務」という。)に関して、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者又は受託者であったもの及び受託事務に従事している者又は従事していた者は、受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前 3 項の規定は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、同項の指定管理者に同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(電子計算組織の接続に係る保護措置)

第 13 条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算組織と実施機関以外の特定のものの使用に係る電子計算組織とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有する個人情報を当該特定のものが随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第 14 条 実施機関は、前条の規定に基づく電子計算組織の接続により提供した個人情報の保護のために必要な措置が適切に講じられていないおそれがあると認めるときは、当該個人情報の提供を受けたものに報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 実施機関は、前条の規定に基づく電子計算組織の接続により提供した個人情報の保護のために必要な措置が適切に講じられていないと認めるときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 開示、訂正及び利用停止

#### 第 1 節 開示

(開示請求権)

第 15 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報(個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節から第 3 節までにおいて同じ。)は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第 16 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求に係る個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第 17 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等その他の定めにより、開示をすることができないとされている情報

(2) 開示請求者(第 15 条第 2 項の規定による開示請求にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人をいう。以下次号及び第 4 号並びに第 20 条第 4 項において同じ。)の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示をしないことが正当であると認められるもの

(3) 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(4) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は当該事業を営む個人の正当な利益を侵害するおそれがあるもの

(5) 市、国及び他の地方公共団体の内部若しくは相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、協力関係若しくは信頼関係が不当に損なわれるおそれ又は当該審議、検討、協議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市、国及び他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 第 15 条第 2 項の規定により本人に代わって法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第 19 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることにより、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求を受理した日から起算して 15 日以内に、当該開示請求に対する開示の可否を決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の可否の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に、当該延長の理由及び開示決定等をする期限を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に意見を聴くことができる。
- 5 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、当該第三者に対し、あらかじめ書面により通知しなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(事案の移送)

第 21 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をする旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(開示の実施)

第 22 条 実施機関は、個人情報の開示決定をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報が行政文書のうち、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは実施機関が定める方法により行

うものとする。ただし、個人情報を閲覧の方法により開示する場合において、当該個人情報が記録されている行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第 18 条の規定による部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 3 個人情報の開示を受ける者は、開示請求に係る個人情報の本人であること(第 15 条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(費用負担)

第 23 条 個人情報が記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、経済的困難その他の特別の理由があると認めるときは、当該費用の負担を減額又は免除することができる。

- 2 行政文書の閲覧に要する費用は、無料とする。

## 第 2 節 訂正

(訂正請求権)

第 24 条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の訂正請求をすることができる。
- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第 25 条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正請求に係る個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(個人情報の訂正義務)

第 26 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の内容が事実でないと認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第 27 条 実施機関は、訂正請求があつたときは、当該訂正請求を受理した日から起算して 30 日以内に、当該訂正請求に対する訂正の可否を決定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の可否の決定(以下「訂正決定等」という。)をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に



対し、同項に規定する期間内に、当該延長の理由及び訂正決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正決定等をするまでの間(前項の規定により訂正決定等をする期限を延長した場合にあっては、当該訂正決定等をするまでの間)、当該訂正請求に係る個人情報の利用及び提供を留保するものとする。ただし、留保することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(事案の移送)

第 28 条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第 29 条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 30 条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。)が、第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して取得されているとき、第 9 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき、第 10 条、第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条の 3 の規定に違反して利用され、若しくは提供されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止、消去若しくは廃棄又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の利用停止請求をすることができる。
- 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にななければならない。

(利用停止請求の手續)

第 31 条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、利用停止請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報が適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、当該利用停止請求を受理した日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に対する利用停止の可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の可否の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、同項に規定する期間内に、当該延長の理由及び利用停止決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第33条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第34条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決又は決定をすべき実施機関は、当該審査請求が不適法であることを理由に却下するとき、又は当該審査請求に係る請求を容認するときを除き、速やかに審査会に諮問をしなければならない。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第35条 前条の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

#### 第5節 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第 36 条 法令等の規定により、個人情報を開覧し、若しくは縦覧し、又は個人情報が記録された行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

- 2 法令等の規定により、個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。
- 3 法令等の規定により実施機関から開示を受けた個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手續の規定がない場合においては、当該法令等に反しない限り、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。
- 4 個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、須崎市情報公開条例(平成 9 年須崎市条例第 24 号)は、適用しない。

#### 第 4 章 須崎市個人情報保護審査会 (審査会)

第 37 条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、審査会を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 第 34 条の諮問に関する事項
  - (2) この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項
  - (3) 個人情報保護制度の運用に関する事項
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
- 3 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者へ会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 第 34 条の諮問に関する会議は、公開しない。
- 7 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
(意見の陳述)

第 37 条の 2 審査会は、審査請求人又は参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。)の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関(以下「審査請求人等」という。)並びに処分庁等(行政不服審査法第 4 条第 1 号に規定する処分庁等をいう。第 5 項において同じ。)を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

## 第5章 雑則

(事業者への指導及び助言)

- 第38条 市長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

- 第39条 市長は、個人情報の保護のために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

- 第40条 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況について、市民に公表するものとする。

(委任)

- 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成17年規則第16号で平成17年7月1日から施行)  
(須崎市電子計算組織の管理運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 須崎市電子計算組織の管理運営に係る個人情報の保護に関する条例(平成4年須崎市条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例施行の際現に実施機関が保有している個人情報については、この条例の相当規定の手続を経たものとみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第10条又は第11条の規定により行われた個人情報の記録内容の開示又は訂正等の請求については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。  
(須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 5 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和47年須崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成21年3月25日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第18号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日条例第 5 号)

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。